

新型コロナウイルス感染症対策などの業務で地方公共団体などで臨時的に雇用されている皆さまへ

求職者支援制度のご案内

～雇用期間終了後のステップアップに向けた支援～

ステップアップに向けた職業訓練を働きながら受講できます
訓練期間中、職業訓練受講給付金（月10万円）を支給します

働きながら

職業訓練



職業訓練受講給付金
（月10万円）



ステップアップ
につながる仕事
に転職

■ 制度を利用できる方は？

収入などが一定額以下の方

- 収入が月12万円以下（※）
- 世帯全体の収入が月25万円以下
- 世帯全体の金融資産が300万円以下
- 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- 世帯の中で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている人がいない
- 過去3年間以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けたことがない

ハローワークに求職の申込みしている方など（＝特定求職者）

- ハローワークに求職の申込みをしていること
- 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと
- 労働の意思と能力があること
- 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと

全ての訓練に出席できる方

- 全ての訓練に出席する必要があります
- 仕事や病気などのやむを得ない理由による欠席は認められますが、やむを得ない理由による欠席がある場合でも、8割以上出席する必要があります（※）

※ 月12万円以下の収入要件と仕事で訓練を欠席する場合の出席要件は、令和3年9月30日までの特例措置です



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL030225訓02

■ 地方公共団体などで臨時的に雇用されている方とは？

地方公共団体などと期間の定めのある労働契約を締結している方です

- **都道府県、市町村**に雇用されている方
 - **都道府県、市町村から事業を委託されている事業主**に雇用されている方
- ※ 従事する仕事の内容は限りません。新型コロナウイルス感染症対策業務に従事する方だけでなく、臨時的に地方公共団体などで従事する全ての方が対象になります

■ 訓練受講までのながれ

ステップ1	ハローワークに求職申込み・制度説明
ステップ2	訓練コース選択・訓練の申込み
ステップ3	訓練実施機関による選考・ハローワークによる受講あっせん
ステップ4	訓練受講開始

- **職業訓練受講給付金**は、訓練開始後、**1か月ごとに支給**します
- 訓練受講中から訓練終了後3か月間は、原則として**月に1回、ハローワークに来所し**、職業相談を受けていただきます
- **ハローワークは、訓練期間、訓練終了後も積極的に就職支援を行います**



要件の詳細などは、住所地を管轄するハローワークにお問い合わせください
全てのハローワークに、休業中の方や働きながら訓練の受講を検討している方などの相談を行う「**コロナ対応ステップアップ相談窓口**」を設置しています

(メモ)

ハローワークへのご相談はお早めに！

訓練コースの選定や職業訓練受講給付金の手続には一定の期間を要します